

Check

とうごう

トピックス

TOGO TOPICS

今、知っておきたい
情報をお届けします！

TOPIC
01

児童手当制度の一部改正(予定)

令和6年10月分からの児童手当については、次のとおり制度改正が予定されています。

■主な改正内容

- ・所得制限が撤廃されます。
- ・支給対象となる児童が、高校生年代まで拡大されます。
- ・第3子以降の児童の手当額の加算分(多子加算)が増額になります。
- ・多子加算の算定対象が、22歳年度末の子まで拡大されます。
- ・手当の支払回数が年6回になります。



〈参考:現行制度との比較〉

	改正前(令和6年9月分まで)	改正後(令和6年10月分以降)
所得制限	あり	なし
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童を養育している町内在住の人	高校生年代までの国内に住所を有する児童を養育している町内在住の人
手当月額	3歳未満:15,000円 3歳から小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円 第3子以降:15,000円 中学生:10,000円 特例給付:5,000円 (所得制限限度額以上、 所得上限限度額未満)	3歳未満 第1子、第2子:15,000円 第3子以降:30,000円 3歳から高校生年代 第1子、第2子:10,000円 第3子以降:30,000円
多子加算の算定対象となる児童の年齢	18歳に到達した年度末まで	22歳に到達した年度末まで※
支払回数	年3回(2月、6月、10月)	年6回(偶数月)

※児童の出生順位については、22歳到達後、最初の3月31日までの子から第1子と数えます。

■制度改正により申請が必要な人

申請者は、父母のうち所得の高い人となります。なお、公務員の人は、勤務先への申請となります。

- ① 所得上限限度額超過により、現在、児童手当を受給していない人
- ② 中学生以下の児童を監護・養育しておらず、高校生年代の児童のみ監護・養育している人
- ③ 現在、児童手当を受給しており、多子加算の算定対象として認定されていない高校生年代の児童を監護・養育している人
- ④ 現在、児童手当を受給しており、大学生年代(18歳年度末以降～22歳年度末)の子がおり、かつ、子が3人以上いる人

新たな情報や詳細につきましては、
随時更新いたしますので、
町ホームページをご覧ください▶▶▶



問い合わせ 子育て応援課 / ☎0561-56-0736 (ID:11924)